

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026年5月20日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：ネパール国気候変動対応戦略に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：ネパール国気候変動対応戦略に係る情報収集・確認調査
（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：26a00195

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026年5月20日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ネパール国気候変動対応戦略に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2026年7月から2027年2月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定²

本契約については、部分払いは想定しておりません。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

南アジア部 南アジア第二課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年5月26日まで
2	入札説明書に対する質問	2026年5月27日12時まで
3	質問への回答	2026年6月1日まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2026年6月5日12時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026年6月18日10時
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 日程参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/P1WB4cxjhb>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして
います。

(2) 質問への回答

- 1) 上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効
次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。
 - 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
 - 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - 4) 明らかに連合によると認められる入札
 - 5) 同一競争参加者による複数の入札
 - 6) 条件が付されている入札
 - 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる

金額が計上された入札

8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。³

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評

³ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

価点 30 点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格 = 100 点

② 価格評価点：(最低見積価格 / それ以外の者の価格) × 100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100 点

それ以外の見積額 (N)：価格評価点 = (予定価格 × 0.8 / N) × 100 点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70 : 30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × 0.7 + (価格評価点) × 0.3

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

ネパールは、南アジアに位置する内陸国であり、海拔 60m の平野部から、中山間地帯、山岳地帯、5,000m 以上のヒマラヤ山脈を含む高山地帯まで起伏に富んだ地形を有し、それに伴う多様な気候や植生を有する。一方で、その地理的特徴から洪水や土砂災害等の自然災害も多発しており、近年の気候変動の影響を受け、災害リスクが増大している。

同国では既に気温上昇、降雨パターンの変化、ヒマラヤ氷河の融解等、気候変動の影響が顕在化しており、近年はこれらに起因する大規模洪水や地滑り等の自然災害が頻発している。2024年9月末の記録的豪雨は広範囲での洪水と土砂崩れを引き起こし、約 250 名の死者、甚大な経済的損失が生じた。また、氷河の急激な融解の進行により、1970 年以降 20 件以上の大規模な氷河湖決壊洪水 (GLOF) が発生している (Ministry of Forests and Environment, 2025)。Global Climate Risk Index (2026) では同国を世界で 6 番目に気候リスクに対して脆弱な国と位置づけており (2024 年統計)、なかでも、洪水、地滑り、GLOF 等の「極端な気象・気候現象」と、気温上昇、氷河融解、生物多様性の喪失等、「緩慢に進行する現象」双方によるロス&ダメージの影響が深刻である (Ministry of Forests and Environment, 2025)。この傾向は今後も継続することが予測され、更なる気温上昇と氷河融解の加速、夏季の降雨量増加、洪水の頻発化、健康被害の拡大、水資源・農業・食料安全保障への影響、貧困や社会格差の拡大、経済的・社会的影響が懸念されている (ADB, 2024)。Loss and Damage Collaboration (2025) によると、現在、気候変動に伴う同国の経済的損失は GDP の約 0.08% と見積られ、2050 年には GDP の 2.2%、2100 年には 9.9% へ上昇する可能性が指摘されている。このように気候変動由来の災害が主要なリスクとして認識されており、同国では気候変動の「緩和」と「適応」を統合した戦略的なアプローチの重要性が一層高まっている。

2021年9月、パリ協定に係る自国が決定する貢献（NDC）、国家適応計画（NAP）、分野別戦略等を踏まえ、経済・社会発展と気候レジリエンスを両立させる国家戦略として、ネパール政府と16の開発パートナーにより「Green, Resilient, and Inclusive Development（以下、「GRID」という。）」が採択された（WB, 2024）。2023年11月に策定されたGRID戦略行動計画（2024-2034）では、今後10年間のロードマップと10の重点分野が示されているが（WB, 2023）、地方政府の実施能力、財源確保、データ管理体制などに課題がある。

JICAはネパールの気候変動分野において、技術協力や無償資金協力を通じて気候案件（主に適応策）に取り組んできた。具体的には、「持続的森林管理を通じた気候変動適応策プロジェクト」（2022～2027年）を通じ、森林生態系を活用した気候変動適応策のデモンストレーション活動を通じた政府職員、地域住民の能力強化を実施している。また、無償資金協力によりビラトナガル市の上水道施設の更新及び拡張を図った「ビラトナガルにおける上水道改善計画」（2022～2024年）では、気候変動に起因する洪水の影響を緩和する設計を採用した。更に、「道路防災に係る能力強化プロジェクト」（2024～2027年）では、道路防災や道路安全性確保を所掌する道路局の道路防災管理の運営能力強化に取り組んでいる。

本調査は、ネパールにおける気候変動の影響、関係省庁及び援助機関による既存の取組状況にかかる体系的な情報収集、地域・セクター横断的な影響分析を行い、重点的に取り組む気候変動対応策（緩和策・適応策）を特定し、気候変動を軸とした一体性のあるJICAの支援戦略を検討するものである。

第2条 調査の目的と範囲

本調査では、ネパールにおける気候変動の実態やその対応状況に関する既存情報を体系的に収集・統合し、同国の気候変動による影響・脆弱性・既存施策・ドナー支援状況を整理するとともに、地域・セクター横断的な影響分析を行い、気候変動対応策（緩和策、適応策）における重点課題を整理する。そのうえで、ネパールの気候変動対策におけるJICA支援の目指すべき方向性（具体的な成果・効果）を明確に定め、これに資する実施中及び実施予定の案件、及び将来の協力案を「気候変動対策プログラム（仮称）」として整理する。

第3条 調査実施の留意事項

（1）気候変動対応策（緩和策、適応策）に係る現状と課題の把握

ネパール政府及びドナー支援の気候変動対応策（緩和策、適応策）の現状と課題について情報収集・整理を行う⁴。気候変動による負の影響（災害被害、農作物・森林・生物多様性への影響、感染症等）に対する既存の取組・ドナー支援の地域分布、規模、成果等を整理し、課題に対して取組が不十分、または既存の取組が存在するも成果を上げられていない分野（課題・セクター）を明らかにする。後者については、そのボトルネックを分析する。

（2）他援助機関との協働及び連携の検討

ネパールの気候変動分野では、国家戦略 GRID を中心に、既に多くの援助機関が支援を行っている。GRID 戦略行動計画が示す 10 の優先分野⁵ について、資金投入状況、具体的な支援アプローチ（民間企業との連携状況等含む）を確認するとともに、課題に対する成果の発現状況を確認する。併せて、GRID との連携・支援可能性についても検討する。

また、気候変動対応策（緩和策・適応策）はセクター・課題横断的に主流化されつつあるため、GRID の枠組み外においても、各援助機関がどのような対象・目的・手段によって気候変動に対してアプローチしているのか、整理する。

各機関による支援成果と教訓を把握し、支援の重複を避けるとともに、協調融資や実施中案件との連携によるシナジー効果の可能性についても検討する。

【参考：想定される援助機関（GRID に参画する 16 の援助機関）】WB、ADB、EU、AIN、DFAT、FCDO、SDC、MFA、KOICA、GIZ、USAID、Norad、UN、IMF、IFC、ICIMOD（国際総合山岳開発センター）

（3）他国における気候変動対応策（緩和策・適応策）の分析

ネパールと共通した地理的・気候的条件を持つ、他国における JICA の気候変動対応策（緩和策・適応策）の事例を分析し、教訓と経験、日本及び JICA の強

⁴ 地方調査の可否を含め、具体的な調査方針をプロポーザルにて提案すること（地方調査が必要な場合、想定される対象地域及び調査内容をプロポーザルに記載）。また、現地における情報収集・調整・コミュニケーション（通訳・翻訳等）等の体制整備のために現地傭人の配置は可能。必要な場合、想定される業務内容について、プロポーザルに記載すること。

⁵ ①水・農業・森林の統合的で持続可能な管理、②防災（DRM）・災害への備え・社会保護、③持続可能で包摂的な土地管理、④強靱な道路網と持続可能な交通システム、⑤ネパールの再生可能エネルギー潜在力を最大限に引き出す、⑥グリーンで強靱、かつ包摂的な都市づくり、⑦強靱な水供給と衛生（WASH）、⑧大気質の改善、⑨プラスチックを含む持続可能な廃棄物管理、⑩人的資本の活用強化

み・リソースを抽出する。(JICA 案件のみではなく、日本の民間企業、学術機関、地方自治体が持つ強みやノウハウも対象とする。)

抽出された教訓と経験は、JICA の協力の方向性や具体的な事業を提案するうえでの留意点とする。日本及び JICA の強み・リソースについては、特にどのセクター・課題で活かされているかを分析し、ネパールにおける JICA 支援の方向性を検討するにあたっての材料とする。

(4) JICA の協力方針検討に係るアプローチ

(1) ~ (3) の情報を踏まえ、今後の JICA の協力方針を検討する。検討にあたって、以下のアプローチに留意する。

① JICA 支援の目指すべき方向性 (具体的な成果・効果) の明確化

ネパールの気候変動対応策における情報収集・分析、日本及び JICA の強みを踏まえ、JICA の協力の目指すべき方向性 (具体的な成果・効果) を設定する (取組成果・効果は、可能な限り定量的な目標値も設定する)。

② 重点課題分野・セクター及び気候変動対応策 (緩和策、適応策) の特定

上記①の検討を踏まえ、各取組成果・効果に対応するための優先的な課題・セクター及び気候変動対応策 (緩和策、適応策) を特定する。

③ 「気候変動対応策プログラム (仮称)」の検討

上記①②を踏まえ、JICA の協力の目指すべき方向性を実現するための支援プログラムを検討する。具体的には、JICA が実施中⁶及び実施予定の案件及び将来の協力案を「気候変動対応策プログラム (仮称)」として整理する。

(実施中案件は後継案件の検討に向けた示唆、実施予定及び将来の協力案は、①を実現するための効果的なアプローチを提案する)

(5) JICA 支援の方向性を検討する際の留意点

今後の JICA の支援方針検討にあたっては、以下についても検討する。

① 気候資金の活用

緑の気候基金 (GCF) 等の気候資金について、ネパール国内の制度や実績、適用条件 (課題・セクターとの親和性) 等を調査し、気候資金の活用可能性を検討する。

⁶ 配布資料「実施中案件リスト」を参照。

② 民間共創（Private Sector Engagement：PSE）の可能性検討

気候変動分野における PSE の事例を収集し、各課題分野・セクターにおける民間資金・技術導入の可能性を検討する。（気象・防災データ、ICT、AI の活用、再生可能エネルギー分野、アグリビジネス等）

③ 地域間連携の可能性検討

課題分野・セクターによっては、地理的・気候的条件を共有する他国との地域間連携が有効な場合も考えられ、分析結果をもとに、その可能性について検討する。（第三国専門家派遣、第三国研修・視察、域内の複数国が参加する国別研修や第三国研修等（南アジアの共通課題に対する研修・対話の機会）など、域内協力を促進するアイデア）

（6）気候変動対応策における貧困層・脆弱層に対する取り組みと課題整理

GRID をはじめとする気候変動対応策における貧困層・脆弱層（ジェンダー・社会包摂の観点も含む）方針・政策・制度・組織等の取り組みや課題の整理を行い、JICA が気候変動分野で取り組む際の留意点やアプローチについて検討する。

（7）ネパール地図の取り扱い

複数国が領有権を主張するカシミール地域、アルナーチャル・プラデーシュ地域（以下、「AP 地域」）及びカラパニ地域を含む地図の取扱いには細心の注意を払い、報告書・成果品等において、インド、パキスタン及びネパールについては国全体を示す地図は用いず、関係する地域に限定した地図を作成して使用する。その際、対応が困難もしくは不適當な場合には、発注者と協議の上、以下の対応とする。限定的な参加者へのプレゼンテーションの場合も同様の対応とする。また、MS Power Point 等によるプレゼンテーション資料においても注意書を省略しない。関係国の地図に限らず、南アジア地域、ひいては全世界の一部として対象地域が含まれる場合も同様の取扱いとする。なお、以下の方針は国際情勢の変化等に鑑み、変更の可能性がある。詳細は配布資料「南アジア地域における地図の取扱い方針」を参照すること。

- ① インド、パキスタン及びネパールについて、国全体を示す地図は用いず、対象地域を含まない一部地域（プロジェクトサイト等）に限定した地図を作成して使用する。

② ①での対応が困難もしくは不適當な場合には、JICA 担当部署と協議のうえ、以下 1)での対応を検討する。1)での対応が困難もしくは不適當の場合には、2)の対応としたうえで、以下の免責条項を必ず記載する。

1) 対象地域を他項目（例：地図にかかる凡例、図表）で覆い隠す等、対象地域を表示しない地図を使用し、以下の免責条項を原則記載する（地図の出典も合わせて記載する）。

2) 上記 1)での対応が困難もしくは不適當な場合には、各国が主張する国境線及び実効支配線がすべて点線で表示されている地図、もしくは一切の国境線が示されていない地図を使用する（地図の出典も合わせて記載する）。地図上で色分け等を行うことは、どの国の領土と見なしているかを類推させる懸念があるため不可。また、以下の免責条項を原則記載する。

【免責条項】

免責：本地図上の表記は図示目的であり、いずれの国及び地域における、法的地位、国境線及びその画定、並びに地理上の名称についても、JICA の見解を示すものではありません。

Disclaimer: This map is only for illustrative purposes and does not imply any opinion of JICA on the legal status of any country or territory, the borderline of any country or territory or its demarcation, or the geographic names.

第 4 条 調査の内容

上記「第 3 条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。ただし、以下に示した以外により効率的・効果的な方法がある場合は、提案すること。

(1) 準備作業

1) 業務計画書の作成・提出

既存の資料・データを精査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体の調査計画を策定する⁷。相手国政府・実施機関で検討・調整が必要

⁷ ネパールでは毎年10～11月頃に祝日（大型連休）があるため、特に現地調査の時期につき留意して作業計画を作成すること。

な事項、現地でさらに収集する必要がある資料や情報／データを、ヒアリング先別にリストアップし、業務計画書に反映する。

2) インセプションレポートの作成

業務計画書の内容を踏まえて、インセプションレポートを作成する。気候変動対応策に係るネパールの政策と制度、関係組織の基本構造と役割、気候変動分野における他ドナー支援、気候変動の影響等、「(2) 第一次現地調査」の項目にかかる情報を収集・整理し、「(3) 第二次準備作業」で想定される整理・分析プロセスも踏まえた業務実施の基本方針を明確に示すこと。これらをインセプションレポートに取りまとめ、発注者と打ち合わせを行い、調査全体の方針、現地での調査方法や調査項目について確認を行う。

3) 現地調査向けのプレゼンテーション資料の作成

インセプションレポートの内容を踏まえて、現地調査向けのプレゼンテーション資料（英文）を作成する。訪問機関によって説明内容が異なる場合には調整する。ネパール語での作成が必要な場合は翻訳を行う。

(2) 第一次現地調査

インセプションレポートに基づき、調査目的及び計画について、ネパール側の関係機関に対し説明する。「第3条 調査実施の留意事項」を十分に踏まえ、下記事項に関し、準備作業で得られた情報を基に追加的な情報収集、実施機関・関係機関・ドナー等へのヒアリングを行う。

1) ネパールにおける気候変動による現在及び将来の影響に係る情報収集

- ① 気候変動により生じている負の影響（災害被害、農作物・森林・生物多様性への影響、感染症等）：都市圏、山岳エリア、タライ平野など、各地域で確認されている気候変動の負の影響や要因について、既存の報告書・論文などの文献調査、関係省庁・ドナーへのヒアリング、地方視察による現場視察、被影響住民へのヒアリング等を実施し、情報収集を行う。

【想定される調査対象エリア】

- 都市圏：カトマンズ市、ビラトナガル市、ポカラ市等

- 山岳エリア（山岳観光エリア）：フェワ湖・ポカラ市周辺、エベレスト地方下流域等
 - タライ平野：JICA 事業関連エリア（配布資料「実施中案件リスト」を参照）
- ② 地域別・セクター別・災害種／災害リスク別等、複数の軸で事象を整理、影響の要因や被害の規模、そのエリアの脆弱性、流域との関係性、経済損失等のマッピング：①で収集した情報から、各事象と関連性の強い地理的特徴（具体的なエリアを示せることが望ましい）、課題分野・セクター、災害の種類（リスク含む）等、複数の軸で整理を行う。そのうえで、被害の規模（人的・物的被害、経済損失）、気候変動による環境変化が地域社会・生物生態系等に影響を及ぼす要因、各地域の地理的・社会的特徴からくる気候変動脆弱性を確認する。
- ③ 貧困層・脆弱層への影響（ジェンダー・社会包摂の観点も含め）：気候変動は、災害だけでなく国内主要産業である農業にも影響を及ぼし、社会的脆弱性を増幅させることが懸念されている。小規模農家、土地を持たない労働者、女性・女性世帯主、先住民族、低カースト層など、気候変動リスクへの脆弱性が指摘される層における各事象による影響を分析する。
- ④ 気候変動の影響に関する将来予測：既存の報告書・論文等を参照し、同国における将来的な気候変動の影響予測を整理する。上記②と関連して、地域別、課題分野・セクター別、災害種・災害リスク別など、カテゴリを整理したうえで記述する。
- ⑤ 今後、影響が甚大化すると予測される地域、災害種類の特定：上記②④から総合的に、影響が甚大化すると予測される地域、災害の種類を特定する。

2) 気候変動対応策（緩和策・適応策）の現状に係る情報収集

- ① 気候変動対応策（緩和策・適応策）に係るネパールの政策と制度（国家政策、国家戦略 GRID、開発・予算計画、関連法制度、NDC、NAP、LAPAs）：同国の気候変動対応策に係る戦略・方針において、重点分野とされている課題・セクターを整理する。また、貧困層・脆弱層（ジェンダー・社会包摂の観点も含む）への対策、方針についても整理する。更に、各種計画を実行する際に適用される法的枠組みや制度、予算の流れ等を明らかにする。

(3) 第二次準備作業

第一次現地調査の結果を踏まえ、インテリムレポートを作成し発注者に提出する。インテリムレポートには、(2)で実施した情報収集・ヒアリング結果に加えて、下記の整理・分析結果についても取りまとめる。特に、「2)今後のJICA協力の方向性の検討」は、発注者との協議を経てインテリムレポートに反映し、第二次現地調査における事務所、関係省庁・ドナーとの協議の土台とすることを想定している。

1) 気候変動対応策（主に適応策）の成果及び課題の分析

- ① 気候変動の負の影響に対する、既存の取組状況の整理（地域、規模、成果の分布）：準備作業、第一次現地調査で収集した情報をもとに、気候変動の緩和・適用に資する既存の取組状況について、対象地域、支援の規模、成果等の分布を確認する。
- ② 支援対象（課題分野・セクター）の特定、ボトルネック整理：上記①の結果、ニーズに対するこれまでの取組や成果が不十分と考えられる課題やセクターについては、そのボトルネックを整理する（気候変動の甚大な影響に対して支援が追い付いていない・不足している、支援はあるが実施能力等、構造的要因により効果が限定的になっている等）。
- ③ 地域レベルの適応策の計画・実施の状況、能力強化ニーズ：②に関連し、州政府や地方政府レベルでの計画・実施状況を確認し、能力強化等の支援ニーズを整理する。
- ④ 他国のJICAの気候変動対応策（緩和策・適応策）事例分析による、教訓と経験、日本（JICA、日本の民間企業、学術機関、地方自治体）の強み・リソースの抽出：ネパールと共通した地理的・気候的条件を持つ、他国におけるJICAの気候変動対応策の事例分析を実施し、教訓と経験を抽出する（他国との域内協力の可能性も見据え、各国の課題の共通性についても確認すること）。また、各事例からJICA、日本の民間企業、学術機関、地方自治体の強み・リソースを抽出し、ネパールの気候変動対応策における適応可能性を検討する。
- ⑤ これまでの他開発援助機関、GRIDによる支援事例の分析による、教訓と経験の抽出：ネパール国内における他開発援助機関、国家戦略GRIDの支援事例の分析を通し、同国の気候変動対応策実施における教訓と経験を抽出する。

2) 今後の JICA 協力の方向性の検討

- ① ネパールの気候変動対応策における JICA 支援の目指すべき方向性（具体的な成果・効果）の明確化：これまでの情報収集、整理、分析を踏まえ、JICA 支援が目指すべき方向性について、JICA と協議のうえ、明確にする。JICA が目指す気候変動対応策のあるべき姿について、3 つ程度の柱を検討し、各柱の具体的な取組成果・効果は、可能な限り定量的な目標値を設定する。
- ② 上記①を踏まえた重点課題分野・セクター及び気候変動対応策（緩和策、適応策）の特定：上記①の柱に沿って、重点課題分野・セクター、具体的な気候変動対応策を特定する。
- ③ ネパールにおける気候変動対応策の事業実施にあたっての留意点の整理：他国での気候変動分野における JICA 事業、ネパールにおける他開発援助機関の事業の事例分析から、ネパールにおける気候変動対応策事業実施にあたっての留意点を整理する。
- ④ 他援助機関との連携、気候資金の活用、民間共創（PSE）、域内連携の可能性検討：国家戦略 GRID への参画、他開発援助機関との連携（協調融資、実施中案件との連携）、気候資金の活用、民間共創（PSE）、域内連携の可能性を検討する。
- ⑤ 「気候変動対応策プログラム（仮称）」の検討：上記②～④をもとに、ネパールにおける JICA が実施中及び実施予定の案件、将来の協力案を「気候変動対策プログラム（仮称）」として整理する：JICA が実施中の案件（配布資料「実施中案件リスト」を参照）については、後継案件の検討に向けた示唆、実施予定及び将来の協力案については、①を実現するための効果的なアプローチを提案する。提案内容の検討に際しては、JICA との協議や各事業の関係者（専門家やコンサルタント）からのヒアリングも行う。

(4) 第二次現地調査

1) 追加情報収集・インテリムレポートの共有（セミナー開催）

調査結果の最終化に向け、関係機関・ドナー等を対象にヒアリングを行い、追加の情報収集、ニーズ確認等を行う。これまでに取りまとめたインテリムレポートをもとに、調査結果を関係機関・ドナー等へ共有するため、セミナーを開

催する⁸。対面、もしくは地方からの参加者を想定したハイブリッド（対面＋オンライン）での開催を基本とし、調査結果の発表後、意見交換を実施することで、調査の成果が JICA への提案にとどまらず、ネパール側へ還元することを期待するもの。セミナー開催の方針については、発注者と事前に確認すること。

2) 今後の協力方向性に係る協議

インテリムレポートをもとに、ネパールの気候変動対応策における今後の JICA の協力方向性について、ネパール側関係機関と協議を行う。調査内容と検討結果について、妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性の観点からネパール政府と検討・協議の上、協力方向性を提案する。

(5) 整理作業

第二次現地調査の結果を踏まえ、ドラフトファイナルレポート（和、英）を作成し、発注者に提出する。

ドラフトファイナルレポートに対する関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所については改訂し、ファイナルレポートおよび要約版として取りまとめる。

第5条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、本契約の成果品は（4）ファイナルレポートとする。「第4条 調査の内容」に示す事項及び発注者の指示に従い、遅延なく提出する。最終成果品の提出期限は契約履行期間の末日とする。

各報告書の先方実施機関への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。ドラフトファイナルレポート提出時には要約版をプレゼンテーション資料の形でまとめることとする。左記プレゼンテーション資料は、ファイナルレポートに合わせて修正を行い完成させることとする。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

⁸ 関係省庁向け、ドナー向けで、各回にわけ、最大2回実施とすることも可能。

1. 報告書

(1) インセプションレポート

記載事項：調査の基本方針（背景・目的・実施方針）、調査の内容・実施方法、作業計画（行程表、要員配置、手順）、作業期間、最終報告書目次案等

提出時期：調査開始後 2 週間以内（2026 年 8 月を想定）

部数：和文 1 部、英文 1 部（電子データで提出）

(2) インテリムレポート

記載事項：第一次現地調査結果

提出時期：第二次準備作業開始後 2 ヶ月目途（2026 年 11 月頃を想定）

部数：和文 1 部、英文 1 部（電子データで提出）

(3) ドラフトファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果、具体的な記載項目は、別紙 1 目次案の通り

提出時期：調査開始後 5 ヶ月目途（2027 年 1 月頃を想定）

部数：和文 1 部、英文 1 部（電子データで提出）

(4) ファイナルレポート

記載事項：ドラフトファイナルレポートと同一

提出時期：契約履行期間末日

部数：和文 1 部、英文 1 部（電子データで提出）

CD-R 2 部（和文・英文 併納）

製本 和文 2 部、英文 2 部

(5) 報告書作成にあたっての留意事項

報告書の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

2. その他提出物

(1) 議事録等

関係機関からのヒアリング及び各協議後には議事録（面談録）を作成し、JICAに提出すること。

（２）ネパール政府機関等への提出文書

ネパール政府関係者・関係機関等に文書を提出する場合には、事前にJICAに提出すること。

（３）資料集

収集した情報／データは、以下の形式で整理し、報告書別添資料集として提出すること。

- ネパール気候変動基礎データブック（政策、指標、災害・経済損失、ドナー支援、脆弱性マップ）
- JICAの協力量針及び気候変動対応策プログラム（図表・ポンチ絵）

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙：報告書目次案

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び JICA との協議に基づき、最終確定するものとする。

略語表

要約

1. 調査概要

- (1) 調査の要約
- (2) 調査の目的・背景
- (3) 調査方針
- (4) 調査内容・工程
- (5) 調査団員・要員計画

2. ネパールにおける気候変動影響の概況

- (1) 気候変動の影響に関する先行研究レビュー（現在及び将来予測）
- (2) 気候変動の影響の地域・セクター別マッピング
- (3) 今後、影響が甚大化すると予測される地域、災害種類
- (4) 貧困層・脆弱層への影響

3. ネパールにおける気候変動対応策（緩和策・適応策）の概況

- (1) 気候変動対応策（緩和策・適応策）に係るネパールの政策・制度・関係機関
- (2) 他開発援助機関の支援状況
- (3) 既存の気候変動対応策（緩和策・適応策）の地域・セクター別マッピング
- (4) 気候資金の活用状況、民間共創・地域間連携の取組状況

4. ネパールにおける気候変動対応策（緩和策・適応策）の成果及び課題

- (1) 既存の気候変動対応策（緩和策・適応策）の成果・課題分析
- (2) 気候変動対応策（緩和策・適応策）の地域・セクター別ニーズ分析
- (3) 他開発援助機関の取組事例から知見・教訓の整理

5. 他国における気候変動対応策（緩和策・適応策）の JICA 協力事例分析

- (1) 気候変動対応策（緩和策・適応策）の検討・実施にあたっての知見・教訓
- (2) 日本及び JICA の強み・リソース分析（日本の民間企業、学術機関、地方自治体も含む）

6. 今後の JICA の協力の方向性

- (1) ネパールの気候変動対応策における JICA の協力の方向性
- (2) 重点課題分野・セクター及び気候変動対応策（緩和策・適応策）の特定
- (3) 実施中及び実施予定の JICA 事業分析
- (4) 気候変動対応策プログラムの提案（実施中案件への示唆、新規案件の提案）
- (5) 他開発援助機関との連携、気候資金の活用、民間共創・地域間連携の可能

別添資料

ネパール気候変動基礎データブック

JICA の協力方針及び気候変動対応策プログラム ポンチ絵

調査団員リスト

調査団日程

主要面談者

面談録

収集資料及び同資料リスト

以上

別紙

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項 (技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	地方調査の有無を含む具体的な調査方針	第3条 調査実施の留意事項 (1) 気候変動対応策（緩和策、適応策）に係る現状と課題の把握
2	現地傭人の活用方法（情報収集時の活用、国内作業／現地調査時の実施体制等）	第3条 調査実施の留意事項 (1) 気候変動対応策（緩和策、適応策）に係る現状と課題の把握 (2) 他援助機関との協働及び連携の検討
3	セミナーの企画	第4条 調査の内容 (4) 第二次現地調査

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 9.00人月

(現地渡航回数：延べ6回)

業務従事者構成の検討に当たっては、気候変動政策、影響評価の専門性を持つ従事者を含めること。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安(2号))】

1) 対象国及び類似地域：ネパール国及び全途上国

2) 語学能力：英語

- ※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。
- ※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 南アジア地域における地図の取扱い方針（2026年2月）
- 実施中案件リスト

2) 公開資料

- ネパール連邦民主共和国 気候変動分野プロジェクト形成調査報告書（2008年）
https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_116_11899846.html
- 全世界（広域）サステナビリティ（気候変動・ジェンダー）の観点から見た公共財政管理に係る情報収集・確認調査（2025年）
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000055262.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無 ※ CP との間では英語可ですが、プロジェクトサイトでのコミュニケーションはネパール語となる可能性があります。
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況について

は、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務：気候変動政策、気候変動影響評価等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照

してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A4判(縦)、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

本案件は定額計上はありません。

(4) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	-
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2